

## 鳥取市クヌギ原木林緊急造成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市クヌギ原木林緊急造成事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、将来の原木しいたけ生産の安定化とブランド化を推進していくため、耕作が放棄されている果樹園跡地等を対象に、鉄線・棚、及びモノレールの撤去を支援することにより、緊急的にクヌギ原木林の造成することを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、きのこ王国とっとり推進事業費補助金交付要綱（平成31年3月29日第201800357053号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う事業のうち別表の第1欄に掲げる事業とする。

### (補助金の交付)

第4条 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる者に対し、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（平成63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとし、同欄に定める額を限度とする。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。）以下とし、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 補助対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68条）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号又は様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定)

第6条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

### (承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告)

- 第9条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了または中止若しくは廃止の日から30日以内までに行わなければならない。
- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号又は様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に償還しなければならない。

(交付の条件)

- 第10条 本補助金の交付の決定において、事業実施の翌年度から3年の期間が経過するまでにクヌギ原木林が造林されることを規則第6条第1項に規定する補助金の交付の条件として付するものとする。

(雑則)

- 第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年7月4日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月3日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

| 1 補助対象事業   | 2 補助対象者                                  | 3 補助対象経費   | 4 補助率                              |
|--|--|--|------------------------------------|
| <p>クヌギ原木林緊急造成（果樹園跡地有効利用）支援</p> <p>(1) 果樹園跡地等に係る集約化計画及びしいたけ生産に係るクヌギ原木の利用計画の作成</p> <p>(2) 果樹園跡地の鉄線・棚、及びモノレールの撤去<br/>           &lt;補助対象&gt;<br/>           次の条件を満たす場合<br/>           農業協同組合又は森林組合が作成した計画を市及び県が承認</p> | <p>(1) 農業協同組合及び森林組合</p> <p>(2) 土地所有者</p> | <p>(1) 果樹園跡地等に係る集約化計画及びしいたけ生産に係るクヌギ原木の利用計画の作成に要する経費</p> <p>限度額 100,000円/補助対象者</p> <p>(2) 果樹園跡地の鉄線・棚、及びモノレールの撤去に要する経費</p> <p>地山傾斜20度未満<br/>           限度額 176,000円/10a<br/>           地山傾斜20度以上30度未満<br/>           限度額 193,600円/10a<br/>           地山傾斜30度以上<br/>           限度額 211,200円/10a</p> | <p>(1) 10分の10</p> <p>(2) 10分の9</p> |

様式第1号（第5条、第9条関係）＜計画作成の場合＞

クヌギ原木林緊急造成事業実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）内容  
別添計画（実績）書のとおり

3 収支予算（決算）

（1）収入

| 区分     | 予算額（円） | 決算額（円） | 差引増減（円） | 備考 |
|--------|--------|--------|---------|----|
| 県補助金   |        |        |         |    |
| 市補助金   |        |        |         |    |
| 自己資金   |        |        |         |    |
| その他（ ） |        |        |         |    |
| 計      |        |        |         |    |

（2）支出

| 区分 | 予算額（円） | 決算額（円） | 差引増減（円） | 備考 |
|----|--------|--------|---------|----|
|    |        |        |         |    |
|    |        |        |         |    |
|    |        |        |         |    |
| 計  |        |        |         |    |

（注1） 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には決算額及び差引増減額を追記すること。

（注2） 工事請負費については、県内事業者が施工を行ったものに限る。

4 事業完了（予定）年月日  
年 月 日

5 本事業の実施に伴う他の補助金の活用の有無

| 活用の有無  | 1 有             | 2 無 |
|--------|-----------------|-----|
| 補助金名   |                 |     |
| 事業内容   |                 |     |
| 問い合わせ先 | 部署名・団体名<br>電話番号 |     |

（注1） 他の補助金の活用の有無について、該当する番号を丸で囲むこと。

（注2） 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）  
（注） いずれかに○をしてください。

様式第2号（第5条、第9条関係）＜鉄線・柵の撤去の場合＞

クヌギ原木林緊急造成事業実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）内容

| 土地の所有者名 | 果樹園跡地の所在地 |    |   |    | 事業量<br>(m2) | 整備の内容 |
|---------|-----------|----|---|----|-------------|-------|
|         | 市町村       | 大字 | 字 | 番地 |             |       |
|         |           |    |   |    |             |       |

添付書類

【計画申請時】 現況写真、概算見積書の写しなど

【実績報告時】 完成写真、領収書（支払済の場合）など

3 収支予算（決算）

(1) 収入

| 区分     | 予算額（円） | 決算額（円） | 差引増減（円） | 備考 |
|--------|--------|--------|---------|----|
| 県補助金   |        |        |         |    |
| 市補助金   |        |        |         |    |
| 自己資金   |        |        |         |    |
| その他（ ） |        |        |         |    |
| 計      |        |        |         |    |

(2) 支出

| 区分 | 予算額（円） | 決算額（円） | 差引増減（円） | 備考 |
|----|--------|--------|---------|----|
|    |        |        |         |    |
|    |        |        |         |    |
| 計  |        |        |         |    |

（注1） 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には決算額及び差引増減額を追記すること。

（注2） 工事請負費については、県内事業者が施工を行ったものに限る。

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 本事業の実施に伴う他の補助金の活用の有無

| 活用の有無  | 1 有             | 2 無 |
|--------|-----------------|-----|
| 補助金名   |                 |     |
| 事業内容   |                 |     |
| 問い合わせ先 | 部署名・団体名<br>電話番号 |     |

（注1） 他の補助金の活用の有無について、該当する番号を丸で囲むこと。

（注2） 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること

- 6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）  
（注）いずれかに○をしてください。

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者

印

年度クヌギ原木林緊急造成事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった 年度クヌギ原木林緊急造成事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、クヌギ原木林緊急造成事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金の確定額<br>( 年 月 日付 第 号による通知額)                | 金 | 円 |
| 2 上記に係る補助対象経費の額                                 | 金 | 円 |
| 3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額                    | 金 | 円 |
| 5 補助金返還相当額                                      | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。